東邦大学 GPA 制度に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、東邦大学（以下「本学」という。）における履修科目の成績評価の指標となる Grade Point Average（以下「GPA」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

（評価等）

第2条 学生が履修した授業科目の成績の評語、及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評語		GP
秀	S	4
優	A	3
良	B	2
可	C	1
不可	F	0

（GPA の計算方法及び種類）

第3条 学生の GPA は次に定める方法により計算し、計算値は小数点以下第三位を四捨五入し、第二位までを表記する。

$$\text{GPA} = \frac{\text{S の単位数}\times 4 + \text{A の単位数}\times 3 + \text{B の単位数}\times 2 + \text{C の単位数}\times 1}{(\text{履修登録単位数(不可 F を含む)})}$$

2 計算する GPA の種類は、原則、次の通りとする。ただし、各学部の定めにより異なる種類の GPA を計算することができる。

⑴ 年度 GPA 各年度における GPA をいう。

⑵ 通算 GPA 在学期間における GPA をいう。

（GPA 計算期日）

第4条 GPA の計算は、指定した期日までに確定した成績に基づいて行う。

（GPA 対象授業科目）

第5条 本学の学士課程で開講する全ての授業科目を GPA の対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPA の対象外とする。

⑴ 合否等により判定する授業科目

⑵ 学生が他大学等で履修した授業科目等

⑶ 学部において、当該学部長が指定する授業科目

（成績が確定していない授業科目の取扱い）

第6条 GPA 計算期日までに成績が確定していない科目については、GPA 計算上は履修していないものとして扱う。

（履修放棄科目の取扱い）

第7条 履修登録を取消した場合及び学部長等による履修登録の変更の措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は不可として扱う。

（不正行為により無効とされた成績の取扱い）

第8条 不正行為により無効とされた成績は、不可として扱う。

2 GPA 計算期日以降に成績が不正行為により無効とされた場合は、GPA 計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、GPA を再計算するものとする。

（GPA の活用）

第9条 GPA は、次の各号に掲げる内容について、各学部等において教育内容等の改善のために活用できるものとする。

⑴ 組織的な研修に関すること

⑵ 学修支援・指導に関すること

⑶ 学生生活支援（各種奨学金等を含む）に関すること

⑷ 身分異動に関すること

⑸ 進級判定、卒業判定に関すること
⑹ 成績状況等の把握に関すること
⑺ 特待生等の選抜や各種表彰に関すること
⑻ その他学部長が必要と認めたこと

2 2年連続して、年度GPA値が各学部の定める値を下回る場合、学部長は学生に対して学修指導・生活指導を行う。改善の見込みがないと判断される場合には、退学を勧告する場合がある。ただし、最終年度を除く。

（GPAの記載）

第10条 成績証明書には、第3条第2項に定めるGPAを表示する。

（再履修及び再度履修におけるGPAの取扱い）

第11条 再履修及び再度履修した際の成績評価の評語及びGPは、従前の成績評価の評語及びGPに置き換え、通算GPAを算出するものとする。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。